

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>施策1. 地球温暖化対策の推進</p> <p>目標1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり</p> <p>施策3. 大気・水・土壌環境等の保全</p> <p>目標3-1 大気環境の保全（酸性雨・黄砂対策を含む）</p>
	政策の達成目標	<p>○日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2030年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を5割から7割とする。 <p>○自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針（平成23年3月25日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策地域において、平成32年度までにNO2及びSPMに係る大気環境基準を確保。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	<p>いわゆるエコカー減税等により、環境性能に優れた自動車の普及は進みつつあるものの、平成26年度における新車販売に占める次世代自動車の割合は24%であり、日本再興戦略等の達成に向け、更なる普及促進を図る必要がある。</p> <p>また、平成26年度大気環境基準達成率（自動車NOx・PM法対策地域内の自動車排出ガス測定局）は、NO2が99.5%、SPMが100%となっているが、自動車交通量の多い一部の地区において、長期間にわたりNO2の大気環境基準が達成されていない状況にあるほか、SPMについても安定的・継続的に大気環境基準を確保することが求められている状況にある。</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>環境性能に優れた自動車に対し税制上のインセンティブを与えることにより、環境性能に優れた自動車の普及を一層促進する効果が期待できる。これにより、自動車からのNOx・PM排出量の大幅な削減とそれに伴う大気環境の改善が期待できるとともに、二酸化炭素削減効果も大きく、地球温暖化防止にも資することから、本要望事項は有効である。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>○国税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税の特例
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>環境性能に優れた自動車に対し税制上のインセンティブを与えることで、広く国民に対して、環境性能に優れた自動車の効率的な普及を一層促進するとともに、自動車からの大気汚染物質等の排出量削減によるNO2、SPMの大気環境基準の確保や二酸化炭素削減効果による地球温暖化防止を推進することが可能である。</p>

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>—</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>(自動車取得税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度に制度創設。 ・平成 22 年度税制改正において、一定の環境性能を有する車両総重量 2.5 トン超 3.5 トン以下のトラック・バスを軽減対象に追加。 ・平成 24 年度税制改正において、燃費基準等の要件を引き上げた上で 3 年延長。 ・平成 26 年度税制改正において、エコカー減税を拡充。 ・平成 27 年度税制改正において、エコカー減税を見直し。 <ul style="list-style-type: none"> ○非課税： 電気自動車等 ○非課税： 平成 32 年度燃費基準+20%達成 ○税率をおおむね 80%軽減： 平成 32 年度燃費基準+10%達成 ○税率をおおむね 60%軽減： 平成 32 年度燃費基準達成 ○税率をおおむね 40%軽減： 平成 27 年度燃費基準+10%達成 ○税率をおおむね 20%軽減： 平成 27 年度燃費基準+5%達成 ・平成 28 年度税制改正において、平成 29 年 4 月 1 日より自動車取得税を廃止することが決定。（その後、消費税率引き上げ時期延期に伴い、廃止時期を 2 年半延期することが決定。） <p>(自動車税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 13 年度に制度創設。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 税率をおおむね 50%軽減： 電気自動車・天然ガス自動車・メタノール自動車・旧☆☆かつ燃費基準達成車 ○ 税率をおおむね 25%軽減： 旧☆☆かつ燃費基準達成車 ○ 税率をおおむね 13%軽減： 旧☆かつ燃費基準達成車 ○ 税率をおおむね 10%重課： 11 年超のディーゼル車・13 年超のガソリン車（低公害車、一般乗合バスは適用対象外） ・平成 15 年度に、軽減の内容を次のように変更。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 税率をおおむね 50%軽減： 電気自動車（燃料電池自動車を含む）・天然ガス自動車・メタノール自動車・旧☆☆☆かつ燃費基準達成車（LPG 自動車を含む） ・平成 16 年度に、軽減の内容を次のように変更。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 税率をおおむね 50%軽減： 電気自動車（燃料電池自動車を含む）・天然ガス自動車・メタノール自動車・☆☆☆☆かつ燃費基準+5%達成車（LPG 自動車を含む）

- 税率をおおむね 25%軽課： ☆☆☆☆かつ燃費基準達成車（LPG 自動車を含む）・☆☆☆かつ燃費基準+5%達成車（LPG 自動車を含む）
- ・平成 18 年度に、軽課の内容を次のように変更。
 - 税率をおおむね 50%軽課： 電気自動車（燃料電池自動車を含む）・天然ガス自動車・メタノール自動車・☆☆☆☆かつ燃費基準+20%達成車（LPG 自動車を含む）
 - 税率をおおむね 25%軽課： ☆☆☆☆かつ燃費基準+10%達成車（LPG 自動車を含む）
- ・平成 20 年度に、軽課の内容を次のように変更。
 - 税率をおおむね 50%軽課： 電気自動車（燃料電池自動車を含む）・天然ガス自動車（GVW3.5t 以下は☆☆☆☆車、GVW3.5t 超は重量車☆車）・☆☆☆☆車かつ燃費基準+25%達成車
 - 税率をおおむね 25%軽課： ☆☆☆☆車かつ燃費基準+20%達成車・☆☆☆☆車かつ燃費基準+15%達成車
 - ※ 各基準を満たすハイブリッド自動車も軽課対象
- ・平成 22 年度税制改正において、軽課の内容を次のように変更。
 - 税率をおおむね 50%軽課： 電気自動車（燃料電池自動車を含む）・天然ガス自動車（GVW3.5t 以下は☆☆☆☆車、GVW3.5t 超は重量車☆車）・プラグインハイブリッド自動車・☆☆☆☆車かつ燃費基準+25%達成車
- ・平成 24 年度税制改正において、燃費基準等の要件を引き上げた上で 2 年延長。
- ・平成 26 年度税制改正において、次のように変更。
 - 電気自動車、燃料電池車、天然ガス自動車（平成 21 年排ガス規制 NOx10%以上低減）、プラグインハイブリッド車に加えて、新たにクリーンディーゼル乗用車（平成 21 年排ガス規制適合の乗用車）が対象に追加され、☆☆☆☆車かつ平成 27 年度燃費基準+20%達成（かつ平成 32 年度燃費基準達成車）の区分と併せて減税を拡充した上で 2 年延長。
 - 平成 27 年度燃費基準達成車に係る税率の軽減措置を廃止。
 - 新車登録から 13 年超のガソリン車及び 11 年超のディーゼル車に対する重課を概ね 10%から 15%に強化した上で 2 年延長。
- ・平成 28 年度税制改正において、軽課の内容を次のように変更した上で、1 年延長。
 - 税率をおおむね 75%軽課： ☆☆☆☆車かつ平成 32 年度燃費基準+10%達成
 - 税率をおおむね 50%軽課： 平成 27 年度燃費基準+20%達成
 - ※平成 27 年度燃費基準+10%達成車に係る税率の軽減措置は廃止。

（軽自動車税）

- ・平成 27 年度税制改正において、一定の環境性能を有する四輪車等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例（軽課）を導入。
 - 税率を概ね 75%軽課： 電気自動車・天然ガス自動車・☆☆☆☆車
 - 税率を概ね 50%軽課： ☆☆☆☆車かつ平成 32 年度燃費基準+20%達成車
 - 税率を概ね 25%軽課： ☆☆☆☆車かつ平成 32 年度燃費基準達成車
- ・平成 28 年度税制改正において、上記制度のまま 1 年延長。